

社会保険の話(3)

健康保険その2

社会保険労務士 萩原米雄

前回に引き続き健康保険について話を進めていきます。

Q 1 健康保険の保険料はいくらですか？

A 前回お話しした保険の種類ごとに次のようになっています。

(平成29年4月現在：単位%)

	計	事業主負担	個人負担	備考
協会けんぽ (全国平均)	10.0	5.0	5.0	都道府県毎に異なります。
組合健保	3~12	4.5以上	組合規定	組合毎に異なります。
共済短期	6.408	3.204	3.204	例：自衛官
国保	各世帯の収入、資産、世帯の人数を基礎に計算：65歳以上2人世帯年金収入260万で月額約18,000円			
後期高齢者	全国平均の保険料は、月額5,659円です。			
※1 定率保険料の場合、標準報酬月額に保険料率を乗じた額です。 ※2 64歳未満の被保険者は、健康保険料に介護保険料を加えた額が健康保険に係る保険料として徴収されます。				

Q 2 保険給付はどうなっていますか？

A 保険給付の一覧です。ただし、国民健康保険（国保）には、出産手当金及び傷病手当金の支給はありません。

給付の種類	給付内容	給付の種類	給付内容
療養の給付	診療、治療、薬剤等	高額療養費	限度額を超えた負担返済
療養費	保険医療機関以外で療養	高額介護合算療養費	治療と介護の合算が限度超え
入院時食事療養費	入院時食事代	出産育児一時金	本人、家族の出産
入院時生活療養費	65歳以上の入院時食事・光熱費	出産手当金	出産で休業
保険外併用療養費	評価療養 選定療養	埋葬費	本人、家族の死亡
移送費	診療のための移送費用	傷病手当金	療養で休業中の補償

Q 3 健康保険には保険料負担を抑制する措置があると聞いたのですがどのようなものですか？

A 被保険者の保険料負担を抑制するために、次のような措置がなされています。

- ① 保険料の基礎となる標準報酬月額（被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもので、第1級の5万8千円から第50級の139万円までの全50等級に区分）の上限額が139万円に
- ② 被用者保険（協会けんぽ、健保組合及び共済短期）は、保険料を労使（労働者と事業主）で折半負担に
- ③ 被用者保険では、被扶養者の保険料負担が免除に
- ④ 国民健康保険は、保険料負担の上限額は93万円に
（医療分58万円、高齢者支援分19万円、介護分16万円）

Q 4 それでは、実際に受診または入院した時に、病院の窓口で払う負担はどうなっていますか？

A 病院の窓口で払うお金を一部負担金と言い、原則は次の通りです。ただし、医療費助成制度を設けている市区町村に居住し、制度の対象となる方は、一部負担金が免除もしくは軽減されます。

0歳	小学生	70歳	75歳以上	
2割	3割	3割	3割	現役並み所得者
		2割	1割	一般所得者 低所得者
※現役並み所得者とは ・被用者保険：標準報酬月額28万円以上かつ被保険者及び被扶養者の収入の合計額が520万円（被扶養者がいない場合は383万円）以上の場合 ・後期高齢者医療及び国保：課税所得145万円以上かつ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円（世帯の被保険者が1人の場合は383万円）以上の場合 ※一般所得者とは ・現役並み所得者及び低所得者以外 ※低所得者 ・住民税非課税者等				

